

請願審査資料

26年請願第14号

創業特区についての関連事業を中止し、撤退することについて

平成27年2月2日

総務企画局

(請願事項)

1. 創業特区についての関連事業を中止し、撤退することについて

1 現況等

国家戦略特区は、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた区域において、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するものである。

福岡市は、平成25年8月12日から同年9月11日にかけて国が実施した国家戦略特区の提案募集に、福岡地域戦略推進協議会と共同で提案を行い、242の自治体・民間事業者の197件の提案の中から、東京圏、関西圏などととも全国で6つの国家戦略特区の一つとして平成26年5月に指定を受けた。

福岡市の国家戦略特区「グローバル創業・雇用創出特区」については、これまで2回の区域会議(平成26年6月及び9月)を開催し、平成26年9月に、国家戦略道路占用事業(エリアマネジメントに係る道路法の特例)や雇用労働相談センターの設置に係る区域計画が認定され、11月以降、具体的な事業がスタートしている。

また、創業やビジネスがしやすい環境の形成に向け、建物低層部のゆとりある空間の確保等により魅力的なビジネス街区の形成を促す「航空法高さ制限のエリア単位での特例承認」が認められている。

さらに、創業を促進するための規制改革事項等として、外国人創業人材等の活用に向けた在留資格の見直しやスタートアップ企業に対する税制の特例措置など、また、創業環境を整えるための規制改革事項等として、職住近接型の高質な住宅等の整備促進に向けた容積率緩和制度の活用などをあわせて国に提案しているところである。

2 請願に対する考え方

福岡市では、これまで、大学生などの豊富な人材、開業率の高さ、住みやすいと評価される都市環境など、福岡市が持つ強みを最大限に活かしてスタートアップ都市づくりに取り組んできている。

スタートアップ（創業）が盛んになることで、市民にとっては、多くの雇用が生まれ、地元での就職の機会が増えるとともに、新しい商品やサービスにより、生活が豊かになることが期待できる。また、地場企業にとっては、創業企業が提供する新たな商品やサービスを活用したビジネス・モデルの構築や、創業企業との提携による新たな取引先の開拓、海外市場へのビジネス展開といった効果が期待できる。地元経済がこのようなかたちで活性化することにより、市民一人ひとりが暮らしの豊かさを実感できるようになると考えている。

今回、福岡市が国家戦略特区「グローバル創業・雇用創出特区」に指定されたことにより、市の施策をこれまで以上に加速させるとともに、国の施策、税制などを特区で認められた規制改革と有機的に組み合わせ、一体的な政策パッケージとして推進していくエンジンを与えられたと考えている。

今後とも、特区を活用した創業支援に国と連携して取り組むことにより、新たなビジネスや雇用の創出につなげるとともに、市民がその成果を実感できるよう着実に取り組んでいく。